

非常用照明 Part 2

平成4年12月 1日

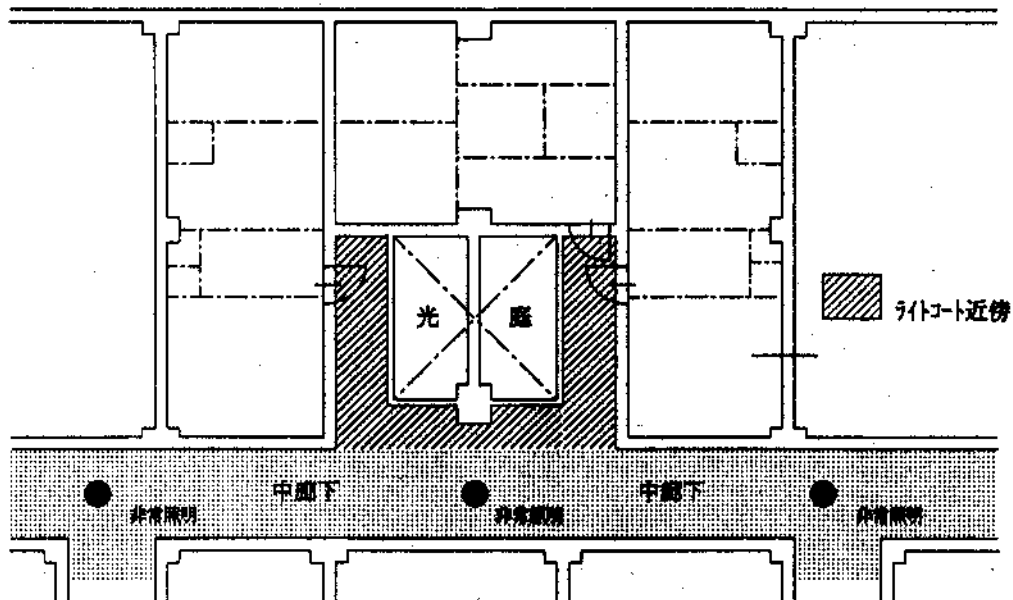
◎ライトコート部分における非常用照明の設置基準

横浜市としては、ライトコートの開口面積が15㎡以下のものについては、当該部分を屋内と見なし、ライトコート近傍及び中廊下に、また、15㎡を超えるものについては、中廊下のみ非常用照明の設置を指導している。

尚、15㎡の根拠として、特に文書化されたものはない。

以上 横浜市建築局建築審査課設備係 森氏

森氏によると、今回と同様の質疑が多く、現在、全国レベルで対策を検討中とのこと。結論が出るまでは、現在の基準に基づいて審査を行うと言うことである。今後、明確になりしだい、再びこのテーマを取り上げる事とする。



◎今後の対応

ライトコートが存在する場合は、ライトコートの面積を必ず確認すること。

マンションより